

保護者の皆様

学校における医薬品の使用について（お願い）

本校では、学校教育活動の中での医薬品の使用の介助について、保護者様より別紙様式の「医薬品の使用の介助依頼書」を提出していただき、実施しております。 つきましては、書類の提出等について御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

ホームページからは、「定時」と「臨時」の介助依頼書をダウンロードすることができます。「宿泊学習」「緊急」「災害」時につきましては、学級担任に御相談ください。

記

1 「医薬品の使用の介助」とは

教育活動の中で、幼児児童生徒自らが軟膏や内用薬など医薬品(医師から処方された薬)を使用する場合、必要な手続きを経た後に、教師がその使用を介助することです。

なお、疾患の状態がある程度安定している時に行います。

(1) 対象者

- ・学校で医薬品の使用の介助が必要な幼児児童生徒
- ・寄宿舎生は医薬品を使用する者全員

(2) 依頼方法

- ・年度当初または医薬品の使用を開始する時に依頼書を記入し、薬局から出される医薬品の説明書（コピー可）を添えて学級担任へ提出してください。
- ・医薬品の内容により、副作用の危険性が生じると考えられる場合は、依頼を受けられないこともあります。

(3) その他

- ・担任は空袋等を家庭へ返し、実施したことを報告します。
- ・実施後に変調がみられた場合や誤って実施された場合、学級担任・寄宿舎担任は速やかに保護者に連絡をとります。
- ・実施内容、方法の変更または中止の場合、保護者は速やかに学級担任・寄宿舎担任へ連絡してください。学級担任・寄宿舎担任は医薬品と依頼書を確認します。

2 医薬品の使用の介助の種類と手続き・内容

種類	対象	様式	手続き等
定時	日常的に使用の介助が必要な幼児児童生徒	1	・医薬品に日時と氏名を書き、1回分ずつ毎日持参してください。(舎泊の場合、1回分ずつ回数分) ・依頼書は1回の提出で、一定期間有効です。
臨時	突発的に使用の		・医薬品に日時と氏名を書き、1回分ずつ毎日持参

	介助が必要となった幼児児童生徒	2	<p>してください。(舎泊の場合、1回分ずつ回数分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依頼書はその都度提出してください。
宿泊学習時	宿泊学習時に使用の介助が必要な幼児児童生徒	3	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任に相談してください。 ・医薬品に日時と氏名を書き、1回分ずつ回数分持参してください。 ・依頼書は宿泊学習の3日前までに、医薬品とともに提出してください。
緊急時	緊急時（てんかんなど）における対処が必要な幼児児童生徒	4-1 4-2 4-3	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任に相談してください。必要な手続きを経た後に依頼書をお渡しします。 ・4月初め、医薬品と依頼書を医師の指示書とともに学級担任へ提出してください。 ・医薬品と依頼書および医師の指示書は保健室に保管し、緊急時は保護者に連絡後、原則として養護教諭が使用を介助します。 ・医薬品の返却は3月末とし、次年度4月初めに新しいものと交換してください。 ・医師の指示書は、その内容について毎年3月に医師に確認してください。
災害時	日常的に医薬品の使用の介助が必要な幼児児童生徒	5	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任に相談してください。 ・4月初め、1日分の医薬品と依頼書をパッケージしたものを学級担任へ提出してください。 ・パッケージ(医薬品と依頼書)の保管場所については通学カバンの中が望ましいですが、幼児児童生徒の実態に応じて学級担任に相談してください。

※いずれも医師処方 of 医薬品のみとします。

※水薬等の複数回分がまとめられている医薬品は、1回量に分けて持参してください。